

## 責任追及の状況について

### 1 行政代執行費用に係る納付命令の状況

対象者 発出日	平成 22 年 10 月 22 日	平成 25 年 9 月 9 日	平成 27 年 1 月 23 日
株式会社アール・ディエンジニアリング（以下「旧RD社」という。）	内容：緊急対策工事費用（放置焼却炉の撤去、廃棄物仮置場所設置、飛散防止措置等に要した費用。県単独費） 命令額：94,117,579 円	内容：主に一次対策工事に係る費用（調査委託費、工事設計委託費、掘削工事費、廃棄物処分費等。起債対象を含む。） 命令額：709,029,725 円	/
旧RD社 元代表取締役	内容：同上 命令額：94,117,579 円	内容：同上 命令額：709,029,725 円	内容：主に二次対策工事に係る費用で平成25年度に支出したもの（調査委託費、掘削工事費、廃棄物処分費等。起債対象を含む。） 命令額：331,547,689 円
旧RD社 元埋立担当役員 2名	/	/	内容：H25.9.9 付け納付命令と同じ（旧RD社および元代表取締役に対する措置命令の内容②に係る費用に限る。） 命令額：703,005,433 円
			内容：上記元代表取締役の納付命令と同じ（元代表取締役に対する措置命令の内容②に係る費用に限る。） 命令額：330,917,689 円

※1 平成 26 年 3 月 12 日付けで旧RD社の破産手続終了に伴い法人格が消滅したことから、旧RD社に対する納付命令は事実上失効。

2 求償した行政代執行費用の累計額は 1,134,694,993 円である。

## <参 考>

県が旧RD最終処分場で行っている行政代執行は、旧RD社等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の5第1項の規定による措置命令を発出したものの、旧RD社等が命じられた措置を講じなかったことから同法第19条の8第1項の規定により行っているものである。なお、措置命令の発出状況は次のとおり。

対 象 者	発 出 日	措置命令の内容
・旧RD社 ・元代表取締役	平成20年5月28日	① 廃棄物等の飛散流出防止 ② 場内浸透水の汚染の防止および当該汚染に起因する周辺地下水の汚染のおそれの防止 ③ 硫化水素ガス等による悪臭の発生防止 ④ 焼却炉に付着したばいじん等の飛散防止
・元埋立担当役員2名 ・元埋立現場責任者1名	平成20年7月24日	場内浸透水の汚染の防止および当該汚染に起因する周辺地下水の汚染のおそれの防止

※1 平成26年3月12日付けで旧RD社の破産手続終了に伴い法人格が消滅したことから、旧RD社に対する措置命令は事実上失効。

2 上記の措置命令のうち、元埋立現場責任者に対するものについては、平成20年当時に不適正な埋立処分を指示すべき立場にあったと考えられたことから発出したものであるが、今般、元代表取締役以外の3名に新たに納付命令を発出しようとするに当たり、改めて措置命令に関する資料（措置命令発出後に入手したものを含む。）を精査した結果、元埋立現場責任者は実際には不適正処分に関与した事実が認められなかったことから、平成27年1月23日付けで取り消した。

## 2 現時点（平成26年12月末）までの回収額

8,309,279円（強制徴収および定期納付ならびに旧RD社の破産手続終了に伴う残余財産の回収）

## 3 今後の予定

### (1) 今年度

新たに納付命令を発出した元埋立担当役員2名について、納期限内に納付がない場合は、強制徴収を行う。

### (2) 来年度以後

措置命令対象者に対し、今後二次対策工事の完了までに直接要する行政代執行費用（工事費用、廃棄物運搬処分費用、水質モニタリング調査費用等。総額約70億円）について、毎年度、前年度分の支出額の納付を命ずる。